

専門部会計担当者向け

京都府高文連 専門部会計処理について ＜令和元年度版＞



京都府高文連マスコットキャラクター「きょうちゃん」

目 次

専門部支給事業一覧	1
令和元年度会計手続きについて	2
第1章 会計事務の概要	
1 会計事務の概要	4
(1) 京都府高文連会計 (2) 事務局と専門部との連携	
2 役割と責任	4
(1) 専門部会長・専門部委員長 (2) 会計担当者 (3) 損害賠償責任	
第2章 会計処理	
1 会計年度	5
2 会計書類	5
(1) 預金通帳 (2) 会計伝票 (3) 出納簿 (4) 証拠書類	
3 会計書類の保管	6
4 現金の取扱い	6
5 収支の区分	6
(1) 収入の部	6
(2) 支出の部	7
6 支出の留意事項	7
(1) 専門部会計について	7
(2) 講師謝礼	7
(3) 他団体との共催事業について	9
(4) 旅費について	9
(5) 会議費の取扱い	9
(6) 学校施設を事業で使用する際の会場使用料	10
(7) 学校内で印刷製本作業を行う際の経費	10
(8) 振込手数料	10
7 決算について	10

資料 1	専門部会計収入伝票	1 1
資料 2	専門部会計支出伝票	1 2
資料 3	専門部会計戻入伝票	1 3
資料 4	専門部会計戻出伝票	1 4
資料 5	立替購入等に係る請求書	1 5
資料 6	専門部活動費振込口座調査票	1 6
資料 7	専門部活動費収支報告書	1 7
資料 8	部門協賛金収入報告書	1 8
資料 9	指導者・生徒講習会事業収支報告書	1 9
資料 10	講師謝金等支給基準	2 0
資料 11	支払調書	2 1
資料 12	講師謝金・旅費支払い等明細書（書式例）	2 2
資料 13	指導者・生徒講習会書式	2 3
資料 14	京総文充実費書式	2 5
資料 15	部門協賛書式	2 7

専門部支給事業（令和元年度）

項目	支給目的	上限	申請	報告
専門部活動費	各専門部の一年間の活動費として支給。	15万円	様式1～5	事業終了後 14日以内 、又は令和2年3月 12日(木) までのいずれか早い日
指導者・生徒講習会事業費	より高度な技術の習得や生徒の文化活動の活性化のために各部門別で指導者・生徒講習会を実施し、指導者育成と生徒の研鑽を目的とする。	吹奏楽部部門 35万円 その他の部門 25万円 (4割以上を講師費用とする)	6月14日(金) までに申請。 様式A	
京総文充実費	優秀校発表会への出場校(者)選出のための審査を目的とし、京総文の充実を図る。	3万円	事業(京総文)実施 14日前 までに申請。 様式B	事業終了後 14日以内 。

部門協賛（本年度は実施しない）

項目	目的	使 途	特 典
京都府高等学校文化連盟部門協賛	本連盟の趣旨に賛同する、企業・大学等に対し、各専門部事業の協賛による支援を依頼し、同事業を広く広報するとともに、専門部活動の充実に資する。	当該事業運営及び大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費等に充当する。	各専門部開催事業の共催名義使用。 総合プログラム等への企業名及び広告の記載。等

■令和元年度年度当初会計の手続き

- 5月 9日(木) 理事会・評議委員会合同会議(事業計画・会計承認)
- 5月10日(金) 会計に係る書類(専門部活動費、指導者・生徒講習会事業費、京総文充実費、京都府高等学校文化連盟部門協賛)を各専門部会長宛に発送。(専門部委員長宛メール連絡)ダウンロード書式をホームページに掲載。
- 5月24日(金) 各専門部から銀行口座(会長名義)の報告申請締切。
- 6月 7日(金) 専門部活動費の振込(予定)
- 6月14日(金) 指導者・生徒講習会事業費の申請締切。

令和元年度会計の手続きについて

1 専門部活動費（様式等は P11～18 を参照）

事務局より各専門部に支給。一律 15 万円で交付制。専門部活動全般に使用できる。専門部会長の責任の下に執行してください。

【専門部内で使用する書類】

- ① 収入伝票(様式 1) … 活動費や協賛金などの収入があった場合に使用する。
- ② 支出伝票(様式 2) … 消耗品などを購入した時に使用する。
- ③ 戻入伝票(様式 3) … 専門部会計へ支出を戻す際に使用する伝票。
- ④ 戻出伝票(様式 4) … 年度末に高文連会計へ予算残金を戻す際に使用する伝票。
- ⑤ 立替購入伝票(様式 5) … 商品などを個人的に立替購入した時に使用する。

【事務局会計に提出する書類】（別紙様式となっています）

- ⑥ 振込口座調査票(別紙 1) … 専門部活動費等を振込む振込口座調査票（会長名義）。
- ⑦ 収支報告書(別紙 2) … 年度末に会計報告をするときに使用する書類。領収書と一緒に提出する。
- ⑧ 協賛金収入報告書(別紙 3) … 企業・大学等から協賛を受けた金額・内容を報告する書類。
（収入の根拠となる銀行通帳の写しを添付して、⑦の収支報告書と一緒に年度末に提出する）

2 指導者・生徒講習会費（様式は P19～20, P23～24 を参照）

各専門部で講習会を開催するとき、講師代と交通費、講習会に必要な消耗品費等を支給。支給は申請制で上限 25 万円（吹奏楽専門部は 35 万円）。「**交付申請書**」、「**収支予算書**」、「**事業計画書**」を作成し、提出してください。事務局において予算内容を審査の上、交付決定を行います。支給額の 4 割以上を講師代とします。

【申請に必要な書類】

- ① 交付申請書(様式 A1-1) … 講習会に必要な金額を申請する書類。（公印必要）
- ② 収支予算書(様式 A1-2) … 講習会を開催するに当たって必要な項目・金額等を記入して提出。
- ③ 事業計画書(様式 A1-3) … 具体的に事業内容を記入して提出。
- ④ 理由書(様式 A1-4) … 講師謝金が府の基準を超えるときに提出する書類。必要な場合のみ。

【実施したあと提出する書類】

- ⑤ 支払調書 … 講師に報償費・旅費を支払ったら、すぐに必要事項を記入し事務局に提出。（P.21）
- ⑥ 事業報告書(様式 A2-3) … 1 つの事業毎に作成し、終了後 2 週間以内に提出。
- ⑦ 実施報告書(様式 A2-1)
- ⑧ 収支報告書(様式 A2-2) } すべての事業が終了した後、⑦⑧を同時に提出する。

支払調書について

報酬の支払者が税務署に提出する書類
（会計年度と違い 1 月 1 日から 12 月 31 日が対象となる。）

講師の報償費、旅費を支払ったらすぐ、高文連事務局に提出（メール・封書）

令和元年内の支払調書
 （4 月 1 日～12 月 10 日）は
12 月 10 日（火）までに事務局に提出。

（記入例）

令和〇〇年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	京都市上京区相国寺門前町 7 0 9										
	氏名又は名称	京都花子										
区分	細目	支払金額				源泉徴収税額						
報酬		円	千	百	十	円	円	千	百	十	円	
			2	0	0	0			2	0	4	2
旅費			3	6	0	0			3	6	8	
(摘要) 写真 専門部 令和〇〇年 〇月 〇日 支払い分												
支払日を記入												
住所（居所）又は所在地	京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131											
氏名又は名称	京都府高等学校文化連盟				個人番号又は法人番号							
	(電話) 075-746-3497											

3 京総文充実費（審査員費）（様式等は P25, 26 を参照）

京総文の審査員の報償費及び交通費、役務費、審査員の昼食費、通信費等、京総文の充実のために使う費用。申請制で上限 3 万円。

【申請に必要な書類】

- ① 交付申請書(様式 B1-1) … 京総文の審査をするために、講師等に支払う金額を申請する書類。
- ② 事業計画書(様式 B1-2) … 具体的な事業内容を記入して提出。
- ③ 収支予算書(様式 B1-3) … 審査会を開催するのに必要な項目・金額等を記入して提出。
- ④ 審査員推薦書(様式 B1-4) … 推薦する審査員を書いて提出。
- ⑤ 理由書(様式 B1-5) … 審査員(講師)謝金が府の基準を超えるとときに提出する。必要な場合のみ。

【実施したあと提出する書類】

- ⑥ 支払調書 … 審査員に報償費・旅費を支払ったら、すぐに必要事項を記入し事務局に提出。(P21)
- ⑦ 事業報告書(様式 B2-3) … 事業が終わったら必要事項を記入して提出。
- ⑧ 実施報告書(様式 B2-1)
- ⑨ 収支報告書(様式 B2-2) } すべての事業が終了した後、⑧⑨を同時に提出する。

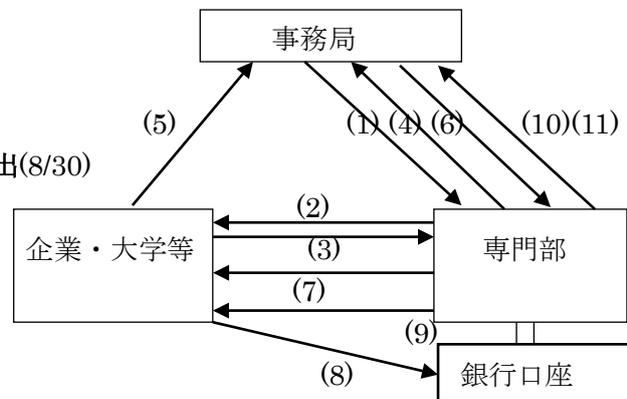
4 京都市高等学校文化連盟部門協賛（様式等は P27, 28 を参照）

各専門部が京都市高等学校総合文化祭の広告協賛以外にも、企業や大学からの協賛金・物品を得て、部門の充実を図る。会計については、全ての企業・大学から受けた協賛金を「協賛金収入報告書」で報告し、専門部会計に含めて収支決算する。物品については「物品報告書」で報告する。

専門部活動全般に関する協賛金や物品協賛は、企業・大学から専門部会長へ申し込むものとする。京総文の広告協賛を依頼する場合は、以下の手順とする。専門部内では、協賛関係書類（P27, 28）と共に、会計収入伝票（様式 1）で回議する。

◎京総文広告協賛の場合（本年度は総合プログラムを作成しないため広告掲載は部門プログラムをお願いします。）

- (1) 通知（5月中旬）
- (2) 協賛依頼
- (3) 部門協賛金申込書（8/23 専門部へ）
- (4) 広告掲載申請書・部門協賛金申込書写の提出(8/30)
- (5) 広告原稿のデータ提出（8/30 専門部へ）
- (6) 掲載データ確認（専門部にて 9月上旬）
- (7) 請求書（専門部から企業へ 9月上旬）
- (8) 銀行口座振込（9月中旬）
- (9) 専門部にて入金確認



※必ず入金を確認後、広告を掲載してください。

- (10) 領収書（専門部から企業へ）（9月末）
- (11) 会計処理・報告（専門部の会計処理に含めて報告） → 専門部会計収入伝票及び
専門部活動収支報告書、協賛金収入報告書
（銀行通帳の写しを添付）

◎他の協賛の場合

- (1) 直接専門部(会長)から協賛する企業・大学へ依頼
- (2) 協賛申請書（企業・大学から専門部会長へ）
- (3) 承諾書 } （専門部会長から企業・大学へ）
- (4) 請求書 }
- (5) 銀行口座振込（企業・大学から専門部会長銀行口座へ）
- (6) 領収書（専門部会長から企業・大学へ）
- (7) 会計処理・報告（専門部の会計処理に含めて報告）

第1章 会計事務の概要

1 会計事務の概要

(1) 高文連会計

京都府高文連（以下、「本連盟」と称す。）は学校文化団体として、京都府教育委員会、京都市教育委員会及び京都府私立中学高等学校連合会と連携を図る任意団体です。

本連盟の財源は、在籍生徒数を基に算出される学校分担金（1人当たり全日制300円・定通制及び特別支援学校1校当たり5,000円）と、行政諸機関からの補助金により成り立っています。

この財源には公金が使われることから、本連盟は、京都府監査委員事務局の監査対象となっています。また、本連盟の会計処理は、**京都府会計規則に準ずることとします。**

その予算は加盟校に在学する生徒の芸術文化活動の振興のために執行します。従って、高文連が他団体に対して補助金を交付することはありません。専門部についても同様です。

(2) 事務局と専門部との連携

専門部は本連盟を構成する組織であるため、専門部会計に独自の財源が含まれる場合であっても、公金を取り扱う団体として、会計処理の考え方、方法については、事務局と統一した認識を持たなければなりません。したがって、事務局と専門部は、それぞれの会計について常に明確にし、**情報公開による開示請求等に対して適切に対応する必要があります。**

2 役割と責任

(1) 専門部会長・専門部委員長

専門部会長は、収支支出命令権者として予算執行を監督しなければなりません。

専門部委員長は、会計担当者と連携の上、相互確認を行いながら一体となって協力し、会計事務の適正化に努めてください。

(2) 会計担当者

会計担当者は、予算の執行に関して、適正な会計事務が行なわれるよう努めなければなりません。なお、主な留意点は次のとおりです。

- ・ **会計が年度をまたがっていないか。**
- ・ **専門部会長の決裁があるか。**
- ・ **金額に誤りがないか。**
- ・ **証拠書類に不備がないか。**

また、物品を購入する際には次の点にも留意してください。

- ・ **必要性、数量、金額等の検討**（①何を ②どれだけ ③いくらかで ④いつまでに）

(3) 損害賠償責任

本連盟は任意団体のため、損害を与えた場合は個人に責任が及ぶことがあります。したがって、担当者には重大な責務が課せられるため、専門部会長、専門部委員長との連携を常に図ることが必要です。

なお、専門部委員長と会計担当者との兼務は避けてください。特に**会計担当者は、同一人物が長期に渡らないようにしてください。**

第2章 会計処理

1 会計年度

会計年度は4月1日から翌年3月31日までの**単年度決算**です。年度をまたいで予算を執行することはできません。

2 会計書類

(1) 預金通帳〔預金口座〕

専門部会計は、本連盟へ届け出る**補助金振込指定口座で管理**します。

預金利息は、専門部でなく事務局での収入として取り扱うことから、誤った会計処理を引き起こさないためにも、**預金利息の付かない決済用預金**への切替をお勧めします。

「専門部活動費」及び「指導者・生徒講習会事業費」の受領に使用する金融機関口座名義は「〇〇専門部会長〇〇〇〇」（校長名）または「〇〇高等学校長〇〇〇〇」等学校名と校長名の入っている口座とし、その他の名義の口座を使用する場合は委任状を提出してください。理事長名義、法人名義等の場合も委任状を提出してください。

(2) 会計伝票〔収入伝票・支出伝票・戻入伝票・戻出伝票〕 ※P.11～14

収入・支出の決裁者を明確にするため、「**会計担当者**」「**専門部会計所属校事務長**」「**専門部委員長**」「**専門部会長**」の順に決裁を揃える**会計伝票を作成**してください。この伝票は綴りにして保管します。

収入・支出各1件につき1枚が基本となりますが、一つの事業内においては多数の消耗品を1枚にまとめる等、同じ項目を1枚に合わせることは可能です。その際には、何がどのようにまとめられているのかが明確になるように作成してください。

また、支出が決定して口座から払い出した後に、事業の中止、変更等により、**現金が残った場合は、戻入伝票を作成して口座に戻し**、個人の手元に現金が残らないようにしてください。

(3) 出納簿〔金銭出納帳〕

収支に合わせて出納簿に記載してください。

なお、出納簿と会計伝票には同じ整理番号を付けておくと照合の際に便利です。

(4) 証拠書類

収入・支出の根拠となる書類のことです。

ア 収入の証拠書類

「**交付通知文書等の複写**」「**入金時の通帳記載面の複写**」等

イ 支出の証拠書類

通常は「**納品書**」「**請求書**」「**領収書**」の3点でワンセットです。

いずれの書類についても、「**日付**」「**あて名**」「**金額**」「**但し書き**」「**業者名**」「**代表者名**（**領収者名・請求者名**）」「**印鑑**」に不備があると証拠として認められないことがあるので、必ず確認してください。

業者への支払いを行う際は、請求書もしくは領収書に具体的商品名等、購入内容のわかる「**但し書き**」と日付が記入されていることを確認することとし、請求書・領収書ともに保管してください。（**但し書きの内容として「但し商品代金として」等は不可**）

また、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の領収書は、購入品目のわかるもの（レシート）を添付ください。

なお、コンビニエンスストア等が発行する**感熱素材の書類は保管に耐えられないため、普通紙のものを揃えてください。**ただし、普通紙での発行が困難な場合は、感熱素材の原本とそれを複写したものを合わせて保管してください。

ウ 保管方法

証拠書類は、**ノートに貼り付けたりせず、該当する会計伝票に添付**して保管してください。

エ 立替払いの証拠書類 ※P.15 資料5【立替購入等に係る請求書】

コンビニエンスストア等で物品を購入した場合など、**請求書が発行されない支出**については、**購入者が「立替購入等に係る請求書」を作成し、専門部会長に請求**してください。

この「立替購入等における請求書」が、業者による請求書の代わりとなりますので、領収書とともに支出伝票に添付してください。

本連盟では立替購入を認めています。あくまでも緊急時の対応としてください。原則として、概算により専門部会計から支出し業者等あて支払いを行い、残金については直ちに戻入してください。

3 会計書類の保管

京都府監査委員事務局の監査及び所轄税務署の税務調査に対応するため「**預金通帳**」「**会計伝票（証拠書類を含む。）**」「**出納簿**」及び「**事業の概要が判る関係文書**」は**5年間保管**とします。収支経過について専門部内で申し送り事項を作成し、監査時に説明できるようにしておいてください。なお、5年を超える保管・廃棄等は、各専門部の判断とします。

4 現金等の取扱い

現金の保管はやむを得ない場合に限ることとし、**金融機関の口座での管理を原則**としてください。また、預金通帳と印章は別々の場所に保管する等、十分に安全な措置をとってください。

5 収支の区分

収支の区分は、次のとおりです。

(1) 収入の部（予算）

項 目	対 象
専門部活動費	本連盟から交付される専門部活動費。一律に15万円。 指導者・生徒の食糧費には支出できません。
指導者・生徒講習会事業費	申請により専門部ごとに交付される指導者・生徒講習会事業費。 上限25万円を支給。吹奏楽専門部は35万円。
京総文充実費	京総文を充実させるために依頼する審査員等の費用。上限3万円。
協賛金	企業・大学等からの協賛金

(2) 支出の部

項 目	対 象
報償費	講師謝礼、褒賞品（盾・杯・メダル等）の製作・購入 等 トロフィー等の購入は表彰事務費として認められますが、日常的に個人が使用できるような文房具等は認められません。
役務費	講師等派遣料 等
旅費	交通費、宿泊費
消耗品費	事務用品、書籍、医薬品 等
印刷製本費	プログラムの印刷製本、賞状の印刷、封筒の製作、写真の現像 等
通信運搬費	切手・はがき、電話通話料・電報、荷造り・運搬・発送経費 等
使用料及び賃借料	会場使用料、付属設備使用料、レンタル料、コピー機使用料、ファックス使用料 等
手数料	金融機関振込手数料、郵便振替払込手数料
負担金	団体等加盟金、全国・近畿高文連分担金
保険料	傷害保険料

6 支出の留意事項

支出の際には、次の諸点に留意してください。

(1) 専門部会計について

ア 専門部活動費(150,000円)、指導者・生徒講習会事業費（決定通知額）についても収入伝票を作成してください。なお、収入年月日は通帳に振り込まれた日付とします。

イ 専門部事業実施のために消耗品を購入することは認められますが、事業終了後その消耗品が個人や特定の部活動に帰することは認められません。

ウ 事業の実施に当たり、支出見込み額が「専門部活動費」及び「指導者・生徒講習会事業費」の交付額を越える等の事情により、関連他団体からの交付金等と合算して支払う場合、領収書については「専門部活動費」及び「指導者・生徒講習会事業費」からの支出分と他団体交付金等からの支出分に分けて作成してください。

(例) 「△△部門実技講習会を開くに当たり会場費が2万円、講師謝金が2万円必要だが、指導者・生徒講習会事業費の申請額が3万5千円であったため、京都△△連盟の補助金から5千円を足して支払う」場合→ 会場費または謝金のいずれかについて、1万5千円分と5千円分に分けて領収書もらってください。

エ 本連盟では財源の性質から備品の購入を認めていません。
備品とは単価が10万円（消費税込）以上の物品をいいます。

(2) 講師謝礼 ※P. 20 【資料10】府教育庁指導部社会教育課講師謝金等支給基準 P. 23、24 【資料13】指導者・生徒講習会様式 P. 2、21 【資料11】支払調書

ア 指導者・生徒講習会事業費の講師料支払い割合について
講師等の報償費、役務費及び旅費については交付金額の内、4割以上を支出してください。

イ 研修会等の講師謝金

講師謝金の支出伝票には、領収書の他に、講習会の日程・内容・参加者数等のわかる「実施要項」を資料として添付してください。講師謝金は、京都府教育庁指導部社会教育課作成の「社会教育関係研修会等における講師謝金支給基準」に準じます。この基準を超えて支給しようとする場合は、1週間前までに、その理由を合理的に説明した「指導者・生徒講習会講師謝金に係る理由書」を提出してください。事務局で審査の上、交付決定を行います。なお、支出伝票には「決定通知」の写しを添付してください。

ウ 指導者・生徒講習会開催に係る講師謝金の支払い

指導者・生徒講習会開催に係る講師謝金の支払いについては、府教育庁指導部社会教育課の謝金基準に基づき算出した金額に税率を掛け、源泉徴収後の金額を支払ってください。

(例) △△大学□□教授に4時間の講習を依頼した場合。

A(時間単価7,000円×4時間)－A×税率0.1021(1円未満切り捨て)＝講師への支払い額25,142円
「支払い調書」→「支払金額」欄28,000円 「源泉徴収税額」欄2,858円 「領収書」→25,142円

エ 指導者・生徒講習会開催に係る講師謝金については、1回につき謝金を支払うのではなく、1時間単価に基づき謝金を支払ってください。

(例) 「○○専門部実技講習会を2回開催するにあたり、△△大学□□教授に依頼した。第1回は4時間、第2回は3時間であったが、1回につき25,000円支払った。」→同一人物であるにもかかわらず1時間単価が6,250円と8,333円となります。謝金については、府教育庁指導部社会教育課の謝金基準に基づき、1時間単価は7,000円(大学教授)で計算します。第1回 7,000円×4時間＝28,000円、第2回 7,000円×3時間＝21,000円が謝金となります。

オ 指導者・生徒講習会事業及び審査等に係る講師について

同じ講師に長年にわたり依頼を行うことについては、指導の継続性等の観点から認める必要がありますが、一方で外部から疑念を持たれる可能性もあります。同一講師への依頼が長期間にわたらないよう配慮してください。

カ 公務との関係

出張等公務(休日等含む)で参加をしている公立小中高校教職員への講師謝礼支給はできません。これは、出張中は公務であり、その公務中に代償として金銭を受け取ることは、地方公務員法に抵触するからです。**また、私立校教職員については、同列に論じられませんが、サービスの性格上、公立校教職員に準じた対応が求められます。**

注意 キ 所得税及び復興源泉徴収税の取扱い(支払調書:P.21)

所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、講演や実技指導に際して講師謝礼を支給する場合には、源泉徴収する必要があります。講師に支給する旅費(交通費)についても、謝金と別途支給する場合でも、講師にとって謝金と併せた収入と見なされ源泉徴収の対象となります。なお、講師謝礼がなく旅費だけを支給する場合や、切符などを主催者が購入して現物支給を行う場合は源泉徴収の対象となりません。

高文連においては、**各専門部が所得税控除後の額を講師に支払い、所得税額については、各専門部が支払った謝金等分をとりまとめて事務局が税務署に納付**します。(謝礼金は税法上の報酬となり、事務局において報酬支払報告書を作成しますので、謝金の支払後すみやかに

「支払調書」を送付 してください。)

ク 指導者・生徒講習会事業及び審査等に係る領収書及び支払い調書の作成について
芸名で活動をされている方については、次のとおり芸名と本名を併記してください。
(例) 芸名「〇〇 〇〇」 本名「△△ △△」の場合→〇〇 〇〇こと△△ △△

ケ 証拠書類 (P. 22 振込証拠書類)

原則として、領収書には受領者の領収印が必要ですが、後日紛争が生じないと判断できる場合は、自署サインによることも差し支えないものとします。領収書はP. 22の様式例のような一覧表に揃えることも可能です。ワープロ等で領収書様式を作成した場合は、受領者(講師)の自筆による署名・押印及び連絡先住所・電話番号の記入を依頼してください。

なお、講師を文化団体へ委託し、文化団体を通じて講師料が支払われる場合は、文化団体の領収書で処理することが可能です。その場合は**役務費**として処理してください。**支払い調書の提出は不要**です。ただし、文化団体からの請求書、額の算出根拠となる講師一覧等を併せて揃えてください。

コ 文化団体等に対して講師派遣料を支払う場合

文化団体等に対して講師派遣料を支払う場合は、「役務費」として源泉徴収処理の対象とはしません。ただし、法人格のないサークル等、任意団体において源泉徴収処理が行われないことが確認される場合は、専門部の会計において処理してください。

(3) 他団体と共催事業について

他団体と共催事業(入場料等無料に限る)を開催し、専門部が費用の一部を負担する場合、負担内容及び金額を先方と十分調整の上行き、会場もしくは業者からの請求書に基づき支払ってください。

なお、会場もしくは業者の都合により他団体が一括して支払う場合については、他団体からの請求書に基づき支払ってください。

他団体と共催事業(入場料等無料に限る)を開催する場合は、負担内容及び金額を事前に先方と十分調整してください。一括した事業の委託に基づく支出は認められません。

(4) 旅費について

ア 旅費は公共交通機関の利用を前提として実費を支払うものであり、「お車代」等の費目は認められません。会場の地理的条件等により、やむを得ずタクシー等を利用する場合には、事情を支出伝票に明記の上領収書を添付してください。

イ 回数券などは旅費ではなく通信運搬費に当たります。また、金券の扱いになるため、いつ誰が使用したかを明確にしてください。また、端数の処理が困難なため、使い切れるように購入数を調整してください。

(5) 会議費の取扱い

本連盟では「**会議費**」という項目を設けていません。会場使用料については「**使用料及び賃借料**」へ計上します。

懇親会は、出席の義務があっても個人の飲食分であるため、**個人負担として**ください。

(6) 学校施設を事業で使用する際の会場使用料

公立校へ会場使用料を支払う際には、当該学校で収入を得るための手続が必要です。

手続なしに管理職、教職員名による領収書が存在すれば、収入後の運用について、学校又は受領者が指摘を受けることとなります。したがって、手続に則った使用料でない場合は、支払わない ください。私立校については、同列に論じられません。

(7) 学校内で印刷製本作業を行う際の経費

公立校において印刷製本作業を行った場合、**学校から用紙及びインク等を購入することは容易ではありません。**これは、公立校が物品を販売するには手続が必要であるためで、**管理職、教職員名による領収書が存在すれば、収入後の運用について、学校又は受領者が指摘を受けること** となります。したがって、手続に則った購入でない場合は、**業者から購入をしてください。**私立校については、同列に論じられません。

(8) 振込手数料 (P22. 振込証拠書類)

振込手数料は、「手数料」の項目を設け、他の項目と切り離して計上してください。

例えば、消耗品費 10 万円に 525 円の振込手数料がかかる場合は、「消耗品費 100,525 円」とするのではなく「**消耗品費 10 万円**」「**手数料 525 円**」と分けます。ただし、この場合も、**支出伝票は 1 枚にまとめて記載して構いません。**

証拠書類として、銀行は「振込金受取書」、郵便局は「払込金受領書」を揃えます (P22)。

7 決算について

「専門部活動費」及び「指導者・生徒講習会事業費」、「京総文充実費」、「部門協賛金」の収支については、**報告を義務づけています。**専門部全体の承認を得て、専門部会長の責任の下に報告してください。事務局において決算内容を調査します。

*** 提出書類*** 会計伝票(証拠書類を含む)、出納簿(写し)、預金通帳(写し)の3点セットで提出

- (1) 専門部内で決済をとってください。
- (2) 残金が生じた場合は、それぞれの事業費ごとに戻出伝票を作成してください。
- (3) 残金はまとめて振込手数料を差し引いて、高文連の指定口座に振り込んでください。
- (4) 専門部での全ての決済が済んだら、提出締切日までに会計報告書を高文連あて郵送又はお持ちください。(伝票が提出期限に間に合わない場合は、支出年月日を空欄のままにしてください。)

なお、専門部において独自に会計監査を実施することは可能です。京都府や本連盟との会計調査と重複する場合がありますが、問題はありませんので、実施されることを奨励します。

【高文連の指定口座】

京都銀行 (0158) 修学院支店 (145)

普通預金 3178711

キョウトフコウトウガッコウブンカレンメイ

京都府高等学校文化連盟

カイチョウ フジ イ タダシ
会長 藤 井 直

【資料1】
(様式1)

令和

年度

記入例

整理番号を記入

No.

〇〇

専門部会計 収入伝票

専門部会長	専門部委員長	事務長 (専門部会計 所属校)	会計担当
○	○	○	○

※次の書類を添付してください。

○交付通知文書等の複写

下記のとおり経費を収入してよろしいか、伺います。

記

金額	150,000	円	支払者	京都府高等学校文化連盟会長
----	---------	---	-----	---------------

収入内容

項目
専門部活動費(指導者・生徒講習会事業費、京総文充実費) (京都府高等学校文化連盟部門協賛)

収入年月日より前の日付にする

通帳に振り込まれた日付を記入

出納簿の記載が
すんだら会計担
当者が押印

同年月日	令和 年 月 日	出納簿記帳印
収入年月日	令和 年 月 日	○

プルダウンから選択

京都府高等学校文化連盟

〇〇〇

専門部

【資料2】
(様式2)

令和 年度

記入例

整理番号を記入

No. ○○

専門部会計 支出伝票

専門部会長	専門部委員長	事務長 (専門部会計 所属校)	会計担当
○	○	○	○

※次の書類を添付してください。
 ○納品書
 ○請求書(立替払いの場合は「立替購入に係る請求書」)
 ○領収書(感熱紙の場合は原本とコピーの両方を添付)

下記のとおり経費を支出してよろしいか、伺います。

記

「支出内容」「金額欄」に入力すると自動計算されます。

金額	3,360	円	支払先	○○商店 (立替購入の場合は、請求書記載の請求者氏名とする)
----	-------	---	-----	-----------------------------------

内訳が分かるように記載してください。
講師謝金と旅費は別の項目であげてください。

支出内容

項目	内容	金額
消耗品費	コピー用紙500枚入(525円×4)	2,100
消耗品費	長形3号封筒100枚入(1,260円×1)	1,260

支出年月日より前の日付にする

通帳から払い出した日を記入(数日前でも可)

出納簿の記載が
すんだら会計担
当者が押印

同年月日	令和 年 月 日	出納簿記帳印 ○
支出年月日	令和 年 月 日	

プルダウンから選択

京都市高等学校文化連盟 ○○○ 専門部

【資料3】
(様式3)

令和 年度

記入例

整理番号を記入

No. 〇〇

専 門 部 会 計 戻 入 伝 票

専門部会長	専門部委員長	事務長 (専門部会計 所属校)	会計担当
○	○	○	○

専門部会計へ支出を戻す
際に使用する伝票です。

下記のとおり経費を戻入してよろしいか、伺います。

「戻入内容」「金額欄」に入力すると自動計算されます。

記

プルダウンから選択

金額	11,377	円	戻入先	京都府高等学校文化連盟 〇〇	専門部会長
----	--------	---	-----	-------------------	-------

戻入内容

戻入額の内訳、事情がわかるように記載してください。

項 目	金 額
〇月〇日講習会の中止に伴う、講師謝金1名分の返金	9,877 円
〇月〇日講習会の中止に伴う、講師旅費1名分の返金	1,500 円

戻入年月日より前の日付にする

通帳に入金した日を記入

出納簿の記載が
すんだら会計担
当者が押印

伺年月日	令和 年 月 日	出納簿記帳印 ○
戻入年月日	令和 年 月 日	

プルダウンから選択

京都府高等学校文化連盟 〇〇 専門部

【資料4】

【様式4】

令和 年度

記入例

整理番号を記入

No. 〇〇

専門部会計

戻出伝票

「戻入」伝票と間違えないようにしてください。

年度末に高文連会計へ予算残金を戻す際に使用する伝票です。

専門部会長	専門部委員長	事務長 (専門部会計 所属校)	会計担当
○	○	○	○

下記のとおり経費を戻出してよろしいか、伺います。

記

金額	3,454	円	戻出先	京都府高等学校文化連盟会長
----	--------------	---	-----	---------------

該当する事業費名等を記入。伝票は事業費ごとに作成してください。

戻出内容

項目	金額
令和 年専門部活動費	3,454 円

戻出年月日より前の日付にする

通帳から引き出した日を記

出納簿の記載がすんだら会計担当者が押印

伺年月日	令和 年 月 日	出納簿記帳印 ○
支出年月日	令和 年 月 日	

京都府高等学校文化連盟

〇〇

専門部

プルダウンから選択

【資料6】

(別紙1)

令和 年度専門部活動費振込口座調査票

専門部名	
金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

- *提出期限：令和 年 月 日(金)
- *通知文記載のアドレスあてメール送信。
- *利息の処理上、決済用預金口座にすることが望ましい。
- *振込口座は、専門部会長名の口座とすること。
やむをえず、別名義の口座に振込を希望する場合は、委任状を提出すること。
委任状は、原本を提出すること。

【資料7】
（別紙2）

記入例

プルダウンから選択

専門部会長印

年度内の全ての協賛金を記入する。

会長名を記入

令和 年度専門部活動費収支報告書

専門部名

専門部会長名

〇〇
〇〇 〇〇

印

[収入の部]

項目	金額	内 訳
交付金	150,000	令和 年度専門部活動費
協賛金		京総文広告協賛など
預金利息		
合計	150,000	

預金利息は専門部の収入ではなく、高文連雑収入として取り扱うため収入伝票・支出伝票

[支出の部]

自動計算

項目	金額	内 訳
報償費	32,216	講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額) 〇〇〇〇 5,900 円 × 4 時間 × 1 回 = 21,191 円 トロフィー代 3,675 円 × 3 個 = 11,025 円
役務費	28,500	講師派遣団体名等(単価×回数・数量=合計金額) 会場設営費一式 28,500 円 × 1 = 28,500 円
旅費	755	講師名(往復単価×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額) 〇〇〇〇 840 円 × 1 = 755 円 源泉徴収をします。
食糧費 (講師分に限る)	1,155	品名(単価×数量=合計金額) 弁当代 1,050 円 × 1 = 1,050 円 ミネラルウォーター 105 円 × 1 = 105 円
消耗品費	3,360	品名(単価×数量=合計金額) コピー用紙500枚入 525 円 × 4 = 2,100 円 長形3号封筒100枚入 1,260 円 × 1 = 1,260 円 提出時には、会計伝票原本(証拠書類が添付されたもの)、出納簿原本、専門部通帳の該当ページのコピーを添付してください。
印刷製本費	16,500	品名(単価×数量=合計金額) プログラム印刷費(200部) 16,500 円 × 1 = 16,500 円
通信運搬費	5,030	品名(単価×数量=合計金額) 顧問会議依頼文送料 90 円 × 55 = 4,950 円 講師依頼文送料 80 円 × 1 = 80 円
使用料 及び 賃借料	37,875	品名(単価×数量=合計金額) 会場使用料 30,000 円 × 1 = 30,000 円 会場附属設備使用料 7,875 円 × 1 = 7,875 円
手数料	1,155	品名(単価×数量=合計金額) 振込手数料 315 円 × 2 = 630 円 振込手数料 525 円 × 1 = 525 円
負担金	20,000	品名(単価×数量=合計金額) 高文連全国〇〇専門部分担金 20,000 円 × 1 = 20,000 円
保険料		品名(単価×数量=合計金額)
合計	146,546	

※講師の報償費・旅費については事前にご相談下さい。

※協賛金の内訳については、「協賛金収入報告書(別紙3)」で報告して下さい。

【資料 8】
(別紙 3)

各専門部で協賛金による収入があった
場合はこの用紙で報告してください。

京都府高等学校文化連盟部門協賛金収入報告書

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟
会長 藤 井 直 様

備考欄には、京総文広告協賛
などを記入してください。

専門部名

専門部会長名

印

部門協賛に関して以下のとおり収入がありましたので報告します。

[収入]

協賛企業・大学等	金額	備考
〇〇大学	20,000円	京総文広告協賛
合 計		

※備考欄に具体的に「京総文広告協賛」等を記入して下さい。

※支出については、専門部会計の「収支報告書(別紙2)」に記入し報告してください。

※収入の根拠となる、**銀行通帳の写し**を添付してください。

【資料9】
(様式A2-2)

記入例

プルダウンから選択

専門部会長印

令和 年度指導者・生徒講習会事業費収支報告書

交付決定通知に記載の金額を記入

専門部名
専門部会長名

〇〇
〇〇 〇〇

印

[収入の部]		金額		内 訳				
項目	金額	令和 年度指導者・生徒講習会事業費交付決定額						
交付金	250,000							
合計	250,000							
[支出の部]		自動計算		他の補助金、協賛金等は加えず交付金額のみ計上してください。 利息がある場合は、専門部活動費収支報告書にまとめてください。				
項目	金額	講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額)						
報償費 (講師謝金)	115,292	〇〇 〇〇	7,000	円×	4 時間× 1 回 =	25,142	円	
		〇〇 〇〇	7,000	円×	3 時間× 1 回 =	18,856	円	
		△△△ △	5,900	円×	3 時間× 2 回 =	31,786	円	
		□□ □□□	5,500	円×	4 時間× 2 回 =	39,508	円	
		講師等の報償費、役務費及び旅費については、交付額の4割以上支出。例の場合は、交付額250,000円に対し141,248円(5割6分)。						
役務費 (講師派遣料)	15,000	講師	〇〇 □□	5,000	円×	3 時間× 1 回 =	15,000	円
		講師名(往復単価×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額)						
旅費 (講師分に限る)	10,956	〇〇 〇〇	1,620	円×	2 回 =	2,910	円	
		△△△ △	880	円×	2 回 =	1,581	円	
		□□ □□□	3,600	円×	2 回 =	6,465	円	
						源泉徴収をします。		
食糧費 (講師分に限る)	3,885	品名(単価×数量=合計金額)						
		弁当	1,050	円	×	3 =	3,150	円
		お茶	105	円	×	7 =	735	円
		品名(単価×数量=合計金額)						
消耗品費		提出時には、会計伝票原本(証拠書類が添付されたもの)、出納簿原本、専門部通帳の該当ページのコピーを添付してください。						
印刷製本費		品名(単価×数量=合計金額)						
		円 × = 円						
		円 × = 円						
通信運搬費	33,480	品名(単価×数量=合計金額)						
		各校あて講習会案内	80	円	×	75 =	6,000	円
		講師依頼文	80	円	×	6 =	480	円
		楽器搬送料	27,000	円	×	1 =	27,000	円
使用料 及び 賃借料	38,600	品名(単価×数量=合計金額)						
		会場使用料	31,500	円	×	1 =	31,500	円
		附属設備使用料	7,100	円	×	1 =	7,100	円
		円 × = 円						
手数料	1,260	品名(単価×数量=合計金額)						
		振込手数料	315	円	×	4 =	1,260	円
		円 × = 円						
合計	218,473							

【資料 10】

平成 31 年度社会教育関係研修会等における講師謝金等支給基準

教育庁指導部社会教育課

区分		単 位	31年度 単 価	単 価		備 考
				29年度 単 価	28年度 単 価	
講 演	特別講師	1 時間	円 10,000	円 10,000	円 10,000	学長等を含む
	大学教授級		7,000	7,000	7,000	
	大学准教授級		5,900	5,900	5,900	
	小中高等学校校長		4,900	4,900	4,900	府費負担校長等に係る謝金については勤務時間外に限る。
	小中高等学校教員		3,900	3,900	3,900	
	上記以外で専門的立場にある者及び大学講師等		5,500	5,500	5,500	他との均衡について特段の考慮を要する場合は教授等に準じる。
助 言	特別講師・大学教授級及び准教授級	1 時間	当該講演単価の2分の1	当該講演単価の2分の1	当該講演単価の2分の1	
	小中高等学校校長	1 回	5,500	5,500	5,500	府費負担校長等に係る謝金については勤務時間外に限る。
	小中高等学校教員		4,400	4,400	4,400	
	上記以外で専門的立場にある者及び大学講師等	3～4 時間程度	6,600	6,600	6,600	
実践発表		1 回	3,400	3,400	3,400	研修会参加者の内から依頼する者については旅費支給しない。
運営協力	司会・記録等	3～4 時間程度	2,200	2,200	2,200	

【支給の特例】

- 1 講義に対する謝礼として、基準の範囲内において報償品を贈ることができる。
- 2 手話通訳等、派遣する団体において特段の単価の定めがある場合はその単価による。

【資料11】支払調書

講師の住所・氏名を記入

28,000円 - 2,858円 = 25,142円(講師の手取り額、専門部の支出額)

令和〇年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番地の〇										マイナンバーは記入しない									
	氏名又は名称	△△ △△																			
区分	細目	支払金額										源泉徴収税額									
報酬		内					千円内					千円					円				
							28000					2858									
旅費							5400					551									
*芸名の場合→〇〇 〇〇こと△△ △△												左欄の金額×0.1021 *1円未満の端数切り 捨て旅費も課税されます									
例は、大学教授7,000円× 4時間=28,000円の場合)		5,400円 - 551円 = 4,849 円(講師の手取り額、専門部の支出額)																			
(摘要)		△△ 専門部 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日支払い分										専門部名と支払日を記入									
支払者	住所(居所)又は所在地	京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131																			
	氏名又は名称	京都府高等学校文化連盟					個人番号又は法人番号					(電話) 075-746-3497									
整理欄		①										②									

同じものを2部作成し、1部は講師に渡し、もう1部は速やかに事務局へ送付してください。

令和〇年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番地の〇																			
	氏名又は名称	△△ △△										個人番号又は法人番号									
区分	細目	支払金額										源泉徴収税額									
報酬		内					千円内					千円					円				
							28000					2858									
旅費							5400					551									
(摘要)		△△ 専門部 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日支払い分																			
支払者	住所(居所)又は所在地	京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131																			
	氏名又は名称	京都府高等学校文化連盟					個人番号又は法人番号					(電話) 075-746-3497									
整理欄		①										②									

【資料 12】講師謝金・旅費支払い等明細書（書式例）

(様式 例1)

講師謝金・旅費支払（受領）明細書					
					専門部
事業名					
期日	令和	年	月	日	()
会場					
(単位：円)					
講師氏名	所属名	旅費	講師料	計	受領印
合 計					

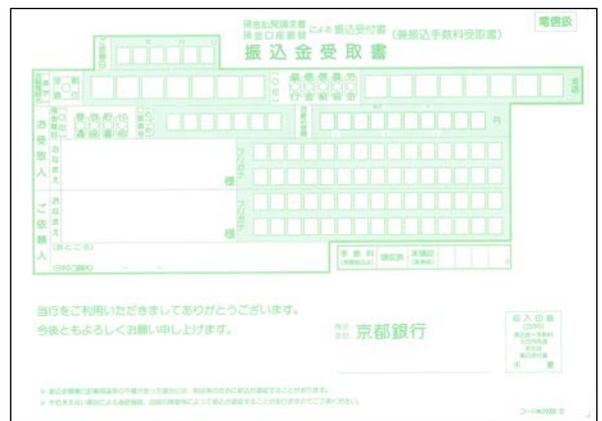
(様式 例2)

講師謝金（受領）明細書					
			専門部		
事業名					
期日	令和	年	月	日	()
会場					
(単位：円)					
講師氏名	所属名	講師料	受領印		
合 計					

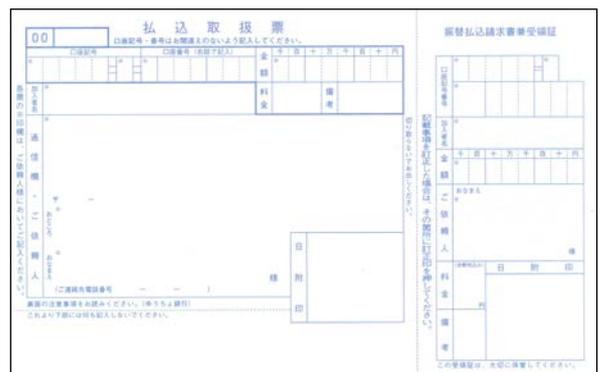
専門部活動費から旅費を支出する場合のみ作成する。

【振込証拠書類】

○振込金受取書（銀行）



○払込取扱票（郵便局）



【資料13】指導者・生徒講習会書式

(交付申請書)

(様式A1-1)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名
専門部会長名

印

令和 年度指導者・生徒講習会事業費交付申請書

平成 年度指導者・生徒講習会事業を実施しますので、下記のとおり事業費を交付いたされた関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 振込口座 (※専門部活動費振込口座と同じ場合は記入不要)

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
口座番号等	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

※振込講座は、専門部会長名の口座とすること。
やむを得ず、別名義の口座に振込を希望する場合は、委任状を提出すること。

(収支予算書)

【様式A1-2】

令和 年度指導者・生徒講習会事業費収支予算書		専門部	
〔収入の部〕			
項目	金額	内訳	
交付申請額	令和 年度指導者・生徒講習会事業費		
合計			
〔支出の部〕			
項目	金額	内訳	
報償費 (講師謝金)		講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出額)	
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
役務費 (講師派遣料)		講師名(単価×時間×回数=合計金額)	
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
旅費 (講師分に限る)		講師名(往復単価×回数=合計金額)	
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
食糧費 (講師分に限る)		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
		円 × =	円
		円 × =	円
消耗品費		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
		円 × =	円
		円 × =	円
印刷製本費		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
通信運搬費		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
使用料 及び 賃借料		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
手数料		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
合計		円 × =	円

(事業計画書)

(様式A1-3)

令和 年度指導者・生徒講習会事業計画書

専門部名										
事業名										
実施日時	令和	年	月	日	()	時	分から			
	令和	年	月	日	()	時	分まで			
実施会場										
参加予定人数	指導者	名								
	生徒	名								
講師										
実施内容 (具体的に記入すること。)										

(理由書) 講師謝金が府の規定を超える時に提出

(様式A1-4)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名

専門部会長名

印

令和 年度指導者・生徒講習会講師謝金に係る理由書 (申請)

このことについて、下記のとおり申請します。

記

- 事業名
- 実施日
- 実施時間 (時から 時まで) (時間)
- 実施会場
- 講師 (職・氏名)
- 講師謝金 (円) (1時間あたり円)
- 講師連絡先 (電話番号等)
- 府教育庁の定める講師謝金支給基準を超えて支給する理由

(実施報告書)

(様式A2-1)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名
専門部会長名 印

令和 年度 指導者・生徒講習会事業報告書

令和 年 月 日 付け 高文連第 号で、交付決定のあった事業について
関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額 金 円

(収支報告書)

【様式A2-2】 令和 年度指導者・生徒講習会事業費収支報告書

専門部名
専門部会長名 印

【収入の部】

項目	金額	内訳
交付申請額		令和 年度指導者・生徒講習会事業費
合計		

【支出の部】

項目	金額	内訳
報償費 (講師謝金)		講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出額)
		円 × 時間 × 回数 = 円
		円 × 時間 × 回数 = 円
		円 × 時間 × 回数 = 円
		円 × 時間 × 回数 = 円
役務費 (講師派遣料)		講師名(単価×時間×回数=合計金額) □
		円 × 時間 × 回数 = 円
		円 × 時間 × 回数 = 円
旅費 (講師分に限る)		講師名(往復単価×回数=合計金額) □
		円 × 回数 = 円
		円 × 回数 = 円
		円 × 回数 = 円
		円 × 回数 = 円
食糧費 (講師分に限る)		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
		円 × = 円
消耗品費		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
印刷製本費		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
通信運搬費		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
使用料 及び 賃借料		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
手数料		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
合計		

(事業報告書) 1つの事業が終了したら、事業毎に提出。

(様式A2-3)

令和 年度指導者・生徒講習会事業報告書

専門部名											
事業名											
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分から										
	令和 年 月 日 () 時 分まで										
実施会場											
参加人数	指導者		名								
	生徒		名								
講師(職・氏名)											
実施内容 (具体的に記入すること。)											

【資料 14】京総文充実費（審査員費）
（交付申請書）

（様式 B 1 - 1）

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名
専門部会長名 印

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費交付申請書

令和 年度第 回京都府高等学校総合文化祭充実費対象事業を実施しますので、下記のとおり交付いただきたく関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円 （※上限は 3 万円）

（事業計画書）

（様式 B 1 - 2）

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費事業計画書

事業名	第 回京都府高等学校総合文化祭					
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分から	令和 年 月 日 () 時 分から				
実施会場						
参加予定人数	指導者	名				
	生徒	名				
審査員名 (所属等記入)						
実施内容 (具体的に記入すること。)						

（収支予算書）

【様式 B 1 - 3】

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費収支予算書

専門部

[収入の部]		内 訳	
項目	金額		
交付申請額		令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費	
[支出の部]		内 訳	
項目	金額		
報償費 (審査員謝金)		講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額)	
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
役務費 (審査員派遣料)		講師派遣団体名(単価×時間×回数=合計金額)	
		円 × 時間 × 回 =	円
		円 × 時間 × 回 =	円
旅費 (審査員分に限る)		講師名(往復単価×回数-源泉徴収額=専門部支出(講師への支払)額)	
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
		円 × 回 =	円
食糧費 (講師分に限る)		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
		円 × =	円
		円 × =	円
		円 × =	円
通信運搬費		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
		円 × =	円
手数料		品名(単価×数量=合計金額)	
		円 × =	円
		円 × =	円
合計			

（審査員推薦書）

（様式 B 1 - 4）

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費審査員推薦書

京都府高等学校文化連盟会長 様

令和 年 月 日

下記の審査員を推薦します

専門部名
専門部会長名 印

ふりがな			
審査員氏名			
審査員プロフィール			
審査員連絡先 (電話番号)			
謝金金額 (1 時間あたり)	円	(1 時間あたり)	円
ふりがな			
審査員氏名			
審査員プロフィール			
審査員連絡先 (電話番号)			
謝金金額 (1 時間あたり)	円	(1 時間あたり)	円
ふりがな			
審査員氏名			
審査員プロフィール			
審査員連絡先 (電話番号)			
謝金金額 (1 時間あたり)	円	(1 時間あたり)	円

(理由書)

(様式B1-5)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名
専門部会長名 印

令和 年度京都府高等学校総合文化祭充実費に係わる理由書 (申請)

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 実施日

3 実施時間 (時から 時まで) (時間)

4 実施会場

5 講師 (職・氏名)

6 講師謝金 (円) (1時間あたり 円)

7 講師連絡先 (電話番号等)

8 府教育庁の定める講師謝金支給基準を超えて支給する理由

(実施報告書)

(様式B2-1)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名
専門部会長名 印

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費事業実施報告書

令和 年 月 日 付け 高文連第 号で、交付決定のあった事業について
関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額 金 円

(収支報告書)

【様式B2-2】

令和 年度京都府高等学校総合文化祭充実費収支報告書

専門部名
専門部会長名 印

[収入の部]

項目	金額	内 訳
交付申請額		令和 年度京都府高等学校総合文化祭充実費
合計		

[支出の部]

項目	金額	内 訳
報償費 (審査員謝金)		講師名(時間単価×時間×回数-源泉徴収額=専門部支出額)
		円× 時間× 回 = 円
		円× 時間× 回 = 円
		円× 時間× 回 = 円
		円× 時間× 回 = 円
		円× 時間× 回 = 円
役務費 (審査員派遣料)		講師名(単価×時間×回数=合計金額)円
		円× 時間× 回 = 円
		円× 時間× 回 = 円
旅費 (審査員分に限る)		講師名(往復単価×回数=合計金額)円
		円× 回 = 円
食糧費 (審査員分に限る)		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
		円 × = 円
通信運搬費		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
手数料		品名(単価×数量=合計金額)
		円 × = 円
		円 × = 円
合計		

(事業報告書)

(様式B2-3)

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟会長 様

専門部名

令和 年度 京都府高等学校総合文化祭充実費事業報告書

事業名							
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分から						
	令和 年 月 日 () 時 分から						
実施会場							
参加予定人数	指導者						名
	生徒						名
講師							
実施内容 (具体的に記入すること。)							

【資料 15】 京都府高等学校文化連盟部門協賛

(広告協賛申込書) 専門部が企業・大学からの協賛を受けるときに使用する。

(協賛金用)

京都府高等学校文化連盟 部門協賛金申込書

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟
専門部
会長 様

郵便番号 _____
所在地 _____
名称 _____
代表者 _____ @
担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
Mail _____

京都府高等学校文化連盟部門協賛の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

協賛の種類	協賛
専門部名	部門
事業名	
協賛金額	円
特記事項	

(物品協賛申込書) 企業・大学から物品の提供を受けるときに使用する。

(物品協賛用)

京都府高等学校文化連盟 部門(物品)協賛申込書

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟
専門部
会長 様

郵便番号 _____
所在地 _____
名称 _____
代表者 _____ @
担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
Mail _____

京都府高等学校文化連盟部門協賛の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

協賛の種類	物品協賛
専門部名	部門
事業名	
物品もしくは内容	
特記事項	

(広告掲載申請書) 京総文総合プログラムの広告掲載を事務局に依頼するとき使用する。

(広告掲載申請書様式)

京総文総合プログラム広告掲載申請書

令和 年 月 日

京都府高等学校文化連盟
会長 様

京都府高等学校文化連盟
専門部
会長

第 回京都府高等学校総合文化祭総合プログラムに、以下の広告を掲載していただきたく申請します。

企業名	広告サイズ	料金	備考

※申請時に、業者等から提出された「部門協賛申込書」のコピーを添付してください。
※企業・大学等から、すでに入金済の場合は、備考欄にその旨記入してください。
※広告原稿の電子データを、事務局にメール等で送ってください。

(承諾書) 企業・大学からの協賛を承諾した時に使用する。

承諾書

様

申込のあった京都府高等学校文化連盟部門協賛について承諾します。

令和 年 月 日

京都府高等学校総合文化連盟
専門部
会長



京都府高文連ロゴマーク